

## 令和6年度第3回幕別町国民健康保険運営協議会 会議録

### 1 日 時

令和7年2月20日(木) 午後6時28分から午後7時5分まで

### 2 場 所

役場3階AB会議室

### 3 出席者(敬称省略)

宮本 真由美、赤坂 勇介、渡邊 洋路、越智 琢司、村松 晋、勝山 格、斉藤 博、  
古田 光子、横山 宏  
(欠席者 なし)

※ 規則第4条第3項の規定により、条例第2条の2各号(被保険者、保険医、公益代表)  
に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席があることから会議は成立。

事務局～寺田住民生活部長、佐々木住民課長、佐々木(哲)、笹川、佐々木(駿)

### 4 会 議

#### ① 開会

(斉藤会長)

皆さん、こんばんは。何かとお忙しい中、夜分お集まりをいただきましてありがとうございます。1月の運営協議会では、町長から国保税条例の一部改正についての諮問をいただきました。国保会計の現状と課題について事務局から資料と説明を受けて共通認識を持ったところであります。

今日は前回の資料に新しいデータを加えながら、具体的な条例案について検討いただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議に入りたいと思います。

#### ② 会議録署名委員の指定

(斉藤会長)

それでは会議に入りたいと思います。

初めに、会議録署名委員の選出ですが事務局から説明をお願いします。

(佐々木課長)

慣例によりまして、委員名簿の順に2名をお願いしており、今回は、村松委員と横山委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(斉藤会長)

それでは村松委員と横山委員をお願いします。

続きまして、議案審議に入ります。

③ 議件等

(1) 議案第 1 号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について  
（斉藤会長）

事務局から説明をお願いします。

（佐々木係長）

それでは、議案第 1 号「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」説明をさせていただきます。

はじめに、資料 1－1「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」をご覧ください。

前回の協議会において、「幕別町国民健康保険の現状と課題 今後の手立てについて」と題し、令和 12 年度の統一保険料を見据えた今後の税率の見直しについてご説明をさせていただきましたが、去る 1 月 31 日に北海道より令和 7 年度北海道国民健康保険事業費納付金算定における令和 12 年度の統一保険料率が示されましたことから、改めて前回の協議会でお示した考え方に沿って試算を行い、令和 7 年度の税率を算出したものであります。

本資料は、前回の協議会で配布した資料の一部を抜粋し、更新したものととなりますので、更新した箇所を中心に説明をさせていただきます。

スライドの 1 になります。

国民健康保険基金残高の推移といたしまして、現行税率を維持した場合における今後の国民健康保険基金残高の推移をお示したものであります。

前回の協議会の資料から、令和 6 年度の基金取崩額を決算見込額に、令和 7 年度の基金取崩額を北海道から示された令和 7 年度北海道国民健康保険事業費納付金算定を踏まえた基金取崩額にそれぞれ修正しております。

なお、現行税率を維持した場合、折れ線グラフの一番右端の赤丸で囲った箇所になりますが、前回の協議会でお示しましたとおり、令和 8 年度には基金が底をつき、保険税を引き上げざるを得ない状況に変わりはありませんが、財源不足額については、前回の協議会では 772 万 4,000 円と試算しておりましたが、今回の修正を踏まえた試算結果としては、3,362 万 4,000 円となっております、財源不足額については、約 2,600 万円の増加となっております。

スライドの 2 になります。

国保税率の改正イメージ図になります。

資料の更新はございませんが、改めて説明をいたしますと、令和 8 年度には基金が底をつくため、吹き出しに記載のとおり、令和 7 年度から税率を引き上げ、令和 8 年度以降は、北海道から示される納付金額に応じて税率改正を検討しようとするものであります。

スライドの 3 になります。

統一保険料へ向けた今後の税率についてであります。

表の一番右の令和 12 年度の税率を令和 7 年度北海道国民健康保険事業費納付金算定における令和 12 年度の統一保険料率に修正しております。

税率の見直しに際しては、前回の協議会でご説明をさせていただきましたとおり、現行税率を 6 年かけて段階的に統一保険料率に合わせるものであります。

はじめに、医療分の表をご覧ください。

表の下の計算式に記載のとおり、所得割率を 0.38%、均等割額を 800 円毎年引き上げ、平等割額を 100 円毎年引き下げようとするものであります。

次に、後期分の表をご覧ください。

同じく表の下の計算式に記載のとおり、所得割を 0.06%、均等割額を 300 円、平等割額を 100 円毎年引き上げようとするものであります。

次に、介護分の表をご覧ください。

同じく表の下の計算式に記載のとおり、所得割を 0.09%毎年引き上げようとするものであります。

スライドの 4 になります。

前回の協議会でお示ししたものと今回の協議会でお示しする令和 7 年度の改正後税率の比較表であります。

はじめに、医療分の表をご覧ください。

所得割率は 0.02%の減、均等割額は 200 円の増、平等割額は 100 円の増となりました。

次に、後期分の表をご覧ください。

所得割率は 0.02%の減、均等割額は増減なし、平等割額は 100 円の減となりました。

次に、介護分の表をご覧ください。

所得割率と均等割額は増減なし、平等割額は 50 円の減となりました。

なお、課税総額については、前回の協議会でお示ししました額から、約 25 万円の減となっております。

スライドの 5 になります。

こちらは、税率の改正に関する基本的な考え方を示したものでありますが、前回の協議会から変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

スライドの 6 から 8 にわたっては、令和 7 年度の医療分、後期分、介護分の試算結果をお示ししたものとなっておりますが、こちらも前回の協議会での説明内容と同様に計算しているものでありますので、説明は省略させていただきます。

スライドの 9 になります。

このスライドから次のスライド 10 にわたっては、スライドの 3 の改正後税率による令和 7 年度から 12 年度までの試算結果を示しております。

それぞれの年度の表の赤枠で囲った箇所になりますが、前回お示ししました試算結果と同様、令和 7 年度、8 年度は、税収不足による赤字が見込まれますが、9 年度以降は黒字に転じる見込みとなっております。

スライドの 11 になります。

改正後税率試算による基金残高の推移についてであります。

先ほどの各年度の試算結果でも説明いたしましたが、令和 8 年度までは税収不足を基金から取崩しながら運営し、令和 9 年度以降は黒字に転じるという試算結果となりました。

前回の協議会でもご説明しておりますので、繰り返しになりますが、統一保険料は、毎年、北海道において被保険者や医療費推計を行い、必要な納付金額を算定することとなるため、令和 9 年度以降、黒字となった場合には、過度に基金を保有することなく、税率の据え置き財源に活用し、被保険者の保険税負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

ここからは、試算結果を踏まえた条例改正案について説明をいたします。

資料 1－2「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」の 1 頁をご覧ください。

条例第 3 条第 1 項は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額を規定しており、所得割率を「100 分の 6.6」から「100 分の 6.98」に改めるものであります。

次に第 5 条は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を規定して

おり、均等割額を「25,000 円」から「25,800 円」に改めるものであります。

次に 1 頁から 2 頁にわたる第 6 条は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額を規定しており、第 1 号は特定世帯及び特定継続世帯以外の平等割額を「30,200 円」から「30,100 円」に、第 2 号は特定世帯の平等割額を「15,100 円」から「15,050 円」に、第 3 号は特定継続世帯の平等割額を「22,650 円」から「22,575 円」に改めるものであります。

なお、特定世帯とは、国民健康保険被保険者であった方が、後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯に属される他の国民健康保険被保険者が 1 人だけとなった世帯を言い、最大 5 年間は平等割額が半額となり、特定継続世帯とは、特定世帯対象で 5 年間を経過し、同一世帯に属される他の国民健康保険被保険者が 1 人だけとなった世帯を言い、最大 3 年間は平等割額が 4 分の 3 となります。

次に第 7 条は、国民健康保険被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を規定しており、所得割率を「100 分の 2.3」から「100 分の 2.36」に改めるものであります。

次に第 9 条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を規定しており、均等割額を「7,400 円」から「7,700 円」に改めるものであります。

次に第 10 条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者医療支援金等課税額の世帯別平等割額を規定しており、第 1 号は特定世帯及び特定継続世帯以外の平等割額を「8,200 円」から「8,300 円」に、第 2 号は特定世帯の平等割額を「4,100 円」から「4,150 円」に、第 3 号は特定継続世帯の平等割額を「6,150 円」から「6,225 円」に改めるものであります。

次に 2 頁から 3 頁にわたる第 11 条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額を規定しており、所得割率を「100 分の 1.5」から「100 分の 1.59」に改めるものであります。

次に第 26 条は、国民健康保険税の減額について規定をしております。

第 1 項は、世帯の所得が一定以下の場合には、応益分である均等割額と平等割額の 7 割、5 割または 2 割を減額する、としております。

次のページになりますが、第 1 号は 7 割軽減の減額する額を規定しており、第 1 号アは基礎課税額の均等割の軽減額を「17,500 円」から「18,060 円」に、イは基礎課税額の世帯別の平等割額の軽減額を（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「21,140 円」から「21,070 円」に、（イ）特定世帯は「10,570 円」から「10,535 円」に、（ウ）特定継続世帯は「15,855 円」から「15,803 円」に、ウは後期高齢者支援金等課税額の均等割の軽減額を「5,180 円」から「5,390 円」に、エは後期高齢者支援金等課税額の世帯別の平等割額の軽減額を（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「5,740 円」から「5,810 円」に、（イ）特定世帯は「2,870 円」から「2,905 円」に、（ウ）特定継続世帯は「4,305 円」から「4,358 円」に改めるものであります。

次のページにわたりますが、第 2 号は 5 割軽減の減額する額を規定しており、第 1 号アは基礎課税額の均等割の軽減額を「12,500 円」から「12,900 円」に、イは基礎課税額の世帯別の平等割額の軽減額を（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「15,100 円」から「15,050 円」に、（イ）特定世帯は「7,550 円」から「7,525 円」に、（ウ）特定継続世帯は「11,325 円」から「11,288 円」に、ウは後期高齢者支援金等課税額の均等割の軽減額を「3,700 円」から「3,850 円」に、エは後期高齢者支援金等課税額の世帯別の平等割額の軽減額を（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「4,100 円」から「4,150 円」に、（イ）特定世帯は「2,050 円」から「2,075 円」に、（ウ）特定継続世帯は「3,075 円」から「3,113 円」に改めるものであります。

次のページにわたりますが、第 3 号は 2 割軽減の減額する額を規定しており、第 1 号アは基礎課税額の均等割の軽減額を「5,000 円」から「5,160 円」に、イは基礎課税額の世帯別の

平等割額の軽減額を（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「6,040円」から「6,020円」に、（イ）特定世帯は「3,020円」から「3,010円」に、（ウ）特定継続世帯は「4,530円」から「4,515円」に、エは後期高齢者支援金等課税額の均等割の軽減額を「1,480円」から「1,540円」に、エは後期高齢者支援金等課税額の世帯別の平等割額の軽減額を（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「1,640円」から「1,660円」に、（イ）特定世帯は「820円」から「830円」に、（ウ）特定継続世帯は「1,230円」から「1,245円」に改めるものであります。

次に第26条第2項は、未就学児に係る均等割額の5割減額について規定しております。第1項の法定軽減の対象世帯に属する未就学児にあっては、軽減後の5割を軽減するものであります。

第1号は基礎課税額の、第2号は後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、法定軽減区分ごとに減額する額を定めるものであります。

第1号は、基礎課税額の減額であります。

第1号アは7割軽減対象世帯で「3,750円」から「3,870円」に、イは5割軽減対象世帯で「6,250円」から「6,450円」に、ウは2割軽減対象世帯で「10,000円」から「10,320円」に、次のページになりますが、エは法定軽減ではない世帯で「12,500円」から「12,900円」に改めるものであります。

第2号は後期高齢者支援金等課税額の減額であります。

第1号アは7割軽減対象世帯で「1,110円」から「1,155円」に、イは5割軽減対象世帯で「1,850円」から「1,925円」に、ウは2割軽減対象世帯で「2,960円」から「3,080円」に、エは法定軽減ではない世帯で「3,700円」から「3,850円」に改めるものであります。

続きまして、議案書の2頁をご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を規定しております。

本条例は、令和7年4月1日から施行する、とするものであります。

第2項は、適用区分について規定しております。

改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による、とするものであります。

以上で、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

（斉藤会長）

ただ今、事務局から説明がありましたが、北海道から示された令12年度の統一保険料率に基づいて、前回示したものの数字を再修正してその結果を基に、令和7年度からの幕別町の国保税について、それぞれ具体的な数字をあげて提案されました。

それでは、ご意見ご質問を受けたいと思います。

（横山委員）

町としてできることは限られていますから何も言うことはないのですが、皆さんの生活は物価が上がってきていて本当に大変な状況ではないかと思えます。それで、計算機でたたいて出した数字だから間違いはないと思うのですが、あらゆる手は尽くされたのだと思い

ますが、なお何かないのでしょうか。例えば、一般会計の方から繰り入れすることはできないのでしょうか。一般会計の繰入れに当たっては、ペナルティーか何かありましたよね。他にないのであればやむを得ないし、これに向けて町民のみなさんに理解してもらう以外にないのだと思うのですが。

(佐々木係長)

手取りの収入が増えない中、国民健康保険税の引上げを行うことは結果として被保険者の皆さんの可処分所得が減ることとなるため、大変心苦しいわけではありますが、先ほどご説明をさせていただいたとおり、令和8年度には基金が底をつき、赤字となってしまう現状と令和12年度の統一保険料率を見据えますと、今後の健全な国保財政を運営するためには、保険税を引き上げざるを得ないという判断に至りました。

本町における具体的な医療費適正化に係る事例を申し上げますと、ジェネリック医薬品の差額通知書の発送、あなたのお薬は現状先発医薬品を処方されていますが、同じ効用で後発医薬品がでているのであれば、先発から後発に切り替えてもらえれば、これだけ医療費が安くなるというように促す通知を出している、あるいは同じ効用のお薬がいくつも処方されているような方に対して、薬害事象のリスクに係る通知を出すとともに、保健師による保健指導等を行っております。

財源不足分を一般会計から繰入れを行うことはできないのかとのお話ですが、専門的な用語を使いますと、一般会計からの繰入れにはルール分とルール外分がありまして、ルール分とは、国民健康保険の会計上、国が決める一般会計から特別会計へ繰入れを行うことができるもので、具体的に申し上げますと、先ほどご説明した7割、5割、2割法定軽減分、未就学児の均等割軽減分、産前産後保険税の免除分、職員給与費相当分、出産育児一時金の支給額の3分の2相当分、あとは保険者の責めに帰すことのない、やむを得ない財政負担分、財政安定化支援事業分があります。赤字補填分を一般会計から繰入れを行うこと、いわゆるルール外の繰入れを行うことは、国民健康保険に加入していない町民の皆さんに負担を求めることにつながるため、単に赤字解消を目的とする繰入れは行うべきではないと考えています。

一般会計からルール外の繰入れを行ったことに対するペナルティーについてであります。保険者努力支援制度というものでありまして、これは、保険者が行う様々な取組に対してインセンティブを与えるため、取組内容を点数化して、保険者である市町村に交付金を交付する仕組みです。赤字補填分として一般会計から繰入れを行うと、採点上マイナス30点となるので、本町へ交付される交付金が減額されることとなります。

(横山委員)

分かりました。

(斉藤会長)

ありがとうございます。

他に質問ご意見等ございますか。

(他の質疑なし)

(斉藤会長)

よろしいですか。

今、横山議員から指摘がありました、この物価上昇の折、町民の生活が厳しくなっており、上げるという話はとっても私たち委員をしている者としても心苦しく思うわけですが、前回の説明からずっと令和8年度には基金が底をついてしまうと、そして道は令和12年度の全道の統一保険料率を明らかにしてきました。そうすると、令和12年度に向けまして、急に上げるというのは負担が大きいということで、徐々に上げていくのが適当なのではないかと思っております。

(斉藤会長)

質疑がなければ、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なし)

(斉藤会長)

それでは、議案第1号については原案のとおり承認することといたします。

(事務局より答申案配布)

(斉藤会長)

事務局より答申案が配られました。

これについて、事務局より説明をお願いします。

(佐々木課長)

こちらの答申案ですが、ただ今ご承認の方をいただきました、税率、税額のこれは令和7年度改正案の数字を示しております。

また、こちら一番下にありますが、これまでの協議会でいただきました意見に基づきまして、第3期幕別町国民健康保険データヘルス計画に基づきまして、被保険者の健康保持増進に向けた保険事業や、医療費適正化等の取組を推進し、国民健康保険財政の健全且つ安定的な運営に一層努力をされたいという附帯意見を付して、明日会長から町長へ答申をしていただく予定としております。

(斉藤会長)

附帯意見ということで、前回の協議会の中でも意見として出された部分を大きく捉えて、記載をさせてもらいました。

そのようなことで町長に答申書を提出したいと思います。

それでは、これで本日の案件について、審議が終了いたしました。

そのほかに事務局から何かございますか。

(佐々木課長)

次回開催日につきましてですが、また負担の増える話で心苦しいところではありますが、今後、賦課限度額の見直しと軽減判定所得の見直し等を内容としました、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、ご審議をいただく予定をしております、4月中旬から下旬にかけて開催を予定しております。

事務局から日程調整をさせていただきますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。  
す。

事務局からは以上となります。

(斉藤会長)

ありがとうございます。

それでは、本日の協議会はこれで終了とさせていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございます。